

EN - RAY 倶楽部 会員規約

本規約は、なよろ舞台芸術劇場実行委員会(以下「実行委員会」という。)が運営する EN-RAY 倶楽部の会員に対し、名寄市民文化センター大ホールで実行委員会が行う自主企画事業について受けられる特典などについて定めるものです。

(名称)

第1条 この会の名称は、「EN - RAY 倶楽部」(以下「倶楽部」という。)といたします。

(事務局)

第2条 EN-RAY 倶楽部事務局(以下「事務局」という。)は、株式会社エフエムなよろ内に置きます。

(会員)

第3条 EN-RAY 倶楽部会員(以下「会員」という。)とは、本規約を承認のうえ、事務局へ入会申込み手続きおよび会費の支払いが完了し、会員証の交付を受けた者をいいます。

2 会員の有効期限は、入会年度の4月1日以降の入会した日から翌年3月31日までとします。

(入会)

第4条 倶楽部の入会には「EN-RAY 倶楽部入会申込書」に必要事項を記入し、事務局へ提出し手続きすることとします。

(会員証)

第5条 会員証および会員資格を他者に転貸または譲渡することはできません。

2 会員証は毎年度、入会時に新たなものを交付いたします。

3 会員証を紛失した場合は、速やかに事務局に申し出てください。会員証の再発行を希望される場合は、会員本人を確認できる書類等の提示と再発行にかかる費用 200 円が必要となり、事務局窓口にて手続する事とします。

4 会員証の紛失、盗難その他の事情により、会員以外に会員証を利用されたことにより生じる損害について倶楽部はその責めを負いません。

(会費)

第6条 年会費は入会日の如何にかかわらず年度毎 500 円です。

2 年会費は、いかなる理由の場合でも一切返金はいたしません。

(特典)

第7条 会員は、実行委員会が指定する自主企画事業について特典を受けることができます。特典の利用には会員証の提示が必要です。ただし第3項、第4項の特典で1会員が1事業に購入できるチケット枚数の上限は合わせて4枚までです。

2 EN-RAY ホールチケットセンター窓口での取扱いチケットに限り、1事業につき1会員1枚まで、前売料金価格から1割引でチケットの購入ができます。なお、割引金額のうち100円未満の金額が生じた場合は、切り上げすることとし、一事業あたりの最大割引金額は500円とします。

3 EN-RAY ホールチケットセンター窓口でのチケット購入に限り、1会員4枚まで先行販売します。

4 一般販売期間のチケットを1会員4枚まで電話予約ができます。チケットは公演当日までお預かりします。ただし予約のキャンセルは公演日を含まない1週間前までとし、以降は予約時チケット価格に対するキャンセル料が発生します。キャンセル料はチケット価格に次表の率で計算し100円未満の端数を切り捨てた額とします。

予約キャンセル	連絡なし	公演当日	公演前日	2～5日前	6～7日前
キャンセル料	100%	100%	50%	30%	20%

5 自由席公演の会員先行入場。

6 EN-RAY ホールで開催される公演情報をまとめた会報の郵送又は配信サービスを受けられます。
(届出事項の変更)

第8条 会員は、氏名、住所、電話番号など申込時の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局へ申し出てください。申し出がないため、事務局からの送付書類が延着、不到着や連絡が不通となった場合に会員に不利益が生じても、倶楽部はその責めを負いません。

(退会)

第9条 会員は、会員証を事務局に返却することで倶楽部を退会することができます。ただし、次の場合には事務局の判断により自動退会となります。

- ①申込時に虚偽の申告があったとき。
- ②会員が本規約に違反したとき。
- ③会員がホール又は他の会員の迷惑になるような行為を行ったと認められるとき。
- ④会員としての継続が困難と認められるとき。

2 会員が退会した場合であっても第6条第2項のとおり年会費の返金はいたしません。

(個人情報について)

第10条 会員の個人情報は、第7条に規定する特典の付与ほか会員情報の管理以外に使用することはありません。また、関係法令及びホールの個人情報取扱方針に基づき適切に管理します。

(規約の変更)

第11条 本規約は、事務局が倶楽部運営上必要なときは変更することがあります。規約に変更が生じた場合には、変更内容を会員に通知します。

(準拠法)

第12条 この規約に定めのない事項については、日本国の法令に則るものとします。

(附則)

この規約は、平成27年3月30日から実施します。

(附則)

この規約は、令和3年4月1日から実施します。

(附則)

この規約は、令和4年3月1日から実施します。